

【令和4年度一般会計予算繰越し明許費及び各会計予算繰越し使用

及び逡次繰越し使用に係る市長報告説明要旨】

(R5.6.8)

まず、報告第3号 令和4年度伊丹市一般会計予算繰越し明許費の繰越し使用することの報告についてであります。本件は、令和4年度本会計予算に計上いたしておりました、新庁舎整備事業ほか18事業に係る繰越し明許費について、繰越し計算書のとおり、令和5年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

次に、報告第4号 令和4年度伊丹市病院事業会計予算継続費の逡次繰越し使用することの報告についてであります。本件は、統合再編基幹病院整備事業について、その進捗の関係から年度内に一部執行ができなかったものについて、繰越し計算書のとおり、令和5年度へ逡次繰り越して使用しようとするものであります。

次に、報告第5号 令和4年度伊丹市水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてであります。本件は、建設改良事業について、工事の発注・施工の平準化等のため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越し計算書のとおり、令和5年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

次に、報告第6号 令和4年度伊丹市工業用水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてであります。本件は、建設改良事業について、地下埋設物等の影響により、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越し計算書のとおり、令和5年度へ繰り越して使用しようとするものであります。

最後に、報告第7号 令和4年度伊丹市下水道事業会計予算の繰越し使用することの報告についてであります。本件は、公共下水道整備事業について、工事の施工方法等に関し、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に支払義務が生じなかったものについて、繰越し明細書のとおり、令和5年度へ繰り越して使用しようとするものであります。